

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

道路は、物流、観光、企業立地などの社会経済を支え、まちの活力を保ち続ける「地方創生」を成し遂げるために必要な、最も基本的な社会基盤施設である。

兵庫県三木市は国土軸である山陽自動車道や中国自動車道、南北方向の主要幹線である国道175号が通る交通の要衝である。現在、兵庫県が補助事業で実施している「東播磨道」は、国道2号加古川バイパスと国道175号を結ぶ地域高規格道路であり、必要な予算を十分確保し早期に全線供用されることにより、新たな道路ネットワークが形成され、医療機関の連携強化、地域経済の活性化に大きく貢献することを期待している。

また、兵庫県が交付金事業で実施している県道三木宍粟線（高木末広バイパス）、県道神戸加東線（口吉川町桃坂）、県道広野永福線（吉川町上荒川）及び本市が交付金事業で実施している市道高木平田線第2工区、市道加佐草加野線、市道岩宮大村線の整備が早期に完了し、市内の渋滞緩和等による安全で円滑な交通や歩行者・自転車の安全の確保につながることを期待している。

また、市民の安全安心のための道路整備として、通学路の整備、老朽化した橋梁の架け替えや長寿命化、道路の維持管理についても財源の確保が課題となっている。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされている。今後も着実に整備を推進する上で財源の確保は不可欠であり、維持管理にも大きな影響を与える。

よって、本市議会は国に対し、迅速かつ着実に必要な道路整備や適切な維持管理を推進するため、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

- 1 まちの活力を保ち続ける「地方創生」を成し遂げるために必要な道路整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施できるよう、平成30年度予算及び平成29年度補正予算の総額を十分に確保すること。
- 2 必要な道路整備の推進が図れるよう、道路財特法に定める補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

三木市議会議長 穂積 豊彦